

会 長	事務局長					係

新 宮 町 商 工 会 館 使 用 申 込 書

ver.4

使用目的	※詳しく記載してください。			
使用日時	入室 月 日 () 時 分 ~ 退室 月 日 () 時 分 ※退室時間までに机・椅子を片付け、支払いまで完了させること。			
使用人数		使 用 料		減免
使用場所	1. 大会議室 I (5 0 人) ステージ付 2. 大会議室 II (4 5 人) 3. 和室 I (1 5 人) 床の間付 4. 和室 II (2 0 人) 5. 小会議室 (1 0 人)			
使用設備	1. 厨房 2. 放送 3. ホワイトボード 4. 冷暖 5. 駐車場 ※駐車場のスペースが限られているため、3台以下のご協力お願いいたします。			
使用基準	会 員 ・ 非 会 員	1 会議、研修等 ・ 2 展示会、物品販売等		

※缶・びん・ペットボトルを含むすべてのごみは、各自必ずお持ち帰りください。

※新宮町商工会館使用規定及び使用条件を承知の上申し込みます。

誓 約 書

私は、本施設を利用するに当たり下記(1)～(5)に掲げる行為を行わないこと、並びに (6)(7)について承諾することを誓約します。なお、(5) について管理者が必要な場合には警察に照会することについて承諾します。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある行為 (2) 管理上支障があると認められる行為
(3) 施設等を汚損損傷または滅失するおそれがある行為 (4) その他利用させることが不相当と認められる行為
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団（その団体の構成員〔その団体の構成団体の構成員を含む。〕が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の利益になると認められる行為
(6) 本会館使用によるトラブル等が生じた場合、利用責任者が責任を持って解決します。また、その際に商工会の関与は求めません。
(7) 会議室使用に伴い、建物・付属物又は備品をき損又は滅失したときは実費にて弁償します。また、会館に持ち込まれた設備・備品等の盗難・紛失・火災等について商工会への責任は一切問いません。

令和 年 月 日 () 申 請 令和 年 月 日 () 許 可

新宮町商工会会長 殿

申込者住所	〒	印 または サイン
申込会社名		
電話番号		
責任者名		